

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月25日開催の当社第159期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する資本準備金の額

資本準備金 1,457,049,133円

増加する資本剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,457,049,133円

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月25日

剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填したいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,042,643,332円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,042,643,332円

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

当社は、2020年3月31日付けで軽井沢エフエム放送株式会社を当社の連結子会社化したことから、同社の行う事業を、当社の現行定款第3条の事業目的に追加するものであります。

変更の内容

定款を以下のとおり変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 55. (条文省略)</p>	<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 55. (現行どおり) 56. <u>放送法、電波法による一般放送事業</u> 57. <u>放送番組の制作及び販売</u> 58. <u>書籍出版、録音、録画、音盤等の企画制作及び販売</u> 59. <u>映画、音楽、美術等の文化事業及びスポーツ事業の企画制作、興行</u> 60. <u>放送関連技術、放送用コンピューター、通信機器に関するソフトウェア開発ならびに販売及びその利用、技術開発指導の受託</u> 61. <u>著作権、著作権隣接権及び興行所有権の取得、譲渡ならびに使用の許諾</u> 62. <u>著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した録音テープ、録画テープ、ビデオディスク、レコード、磁気カード、日用雑貨、スポーツ用品、衣料品、室内装飾品等の販売</u></p>
<p>56. (条文省略)</p>	<p>63. (現行どおり)</p>

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、高橋英也、坂井眞、上野園美の3名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、太田信廣を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成割合(%)	可否
第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	233,163	9,316	0	96.05	可決
第2号議案 定款一部変更の件	235,037	7,448	0	96.82	可決
第3号議案 監査役3名選任の件					
高橋英也	231,175	11,309	1	95.23	可決
坂井眞	233,406	9,078	1	96.15	可決
上野園美	233,527	8,957	1	96.20	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
太田信廣	233,185	9,299	1	96.06	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

(第1号議案)

出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(第2号議案)

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による

(第3号議案及び第4号議案)

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

賛成割合につきましては、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上